

貯水槽水道の適正な管理について

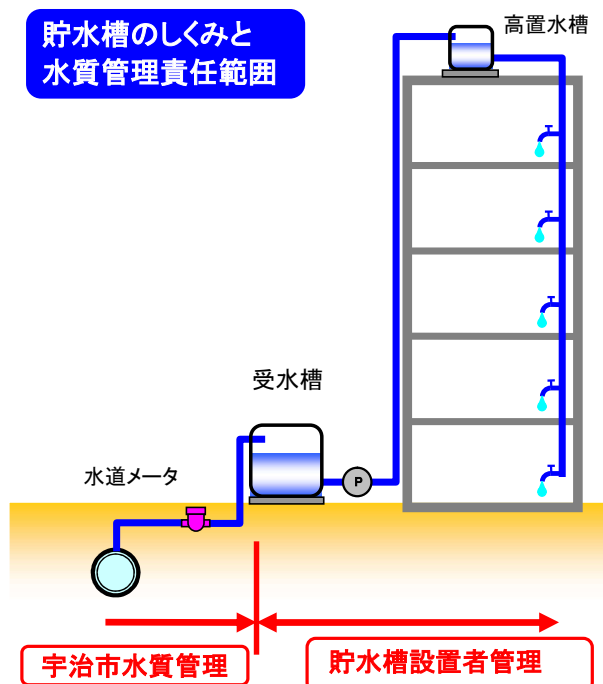
マンション・ビルなど貯水槽の管理が不十分なために生じる飲料水の衛生状態が問題となっています。そのため、設置者が適正に管理しなければなりません。

貯水槽水道の管理は、『**設置者の責任**』です。

【 貯水槽水道とは 】

マンションなどの建物で、水道水を一旦貯水槽に貯め、貯水槽からポンプにより蛇口まで給水する仕組みをいいます。一旦貯水槽に貯めて給水していますので、水が汚染されないよう貯水槽の定期的な清掃や水質検査などの管理が非常に重要になります。

貯水槽のしくみと 水質管理責任範囲

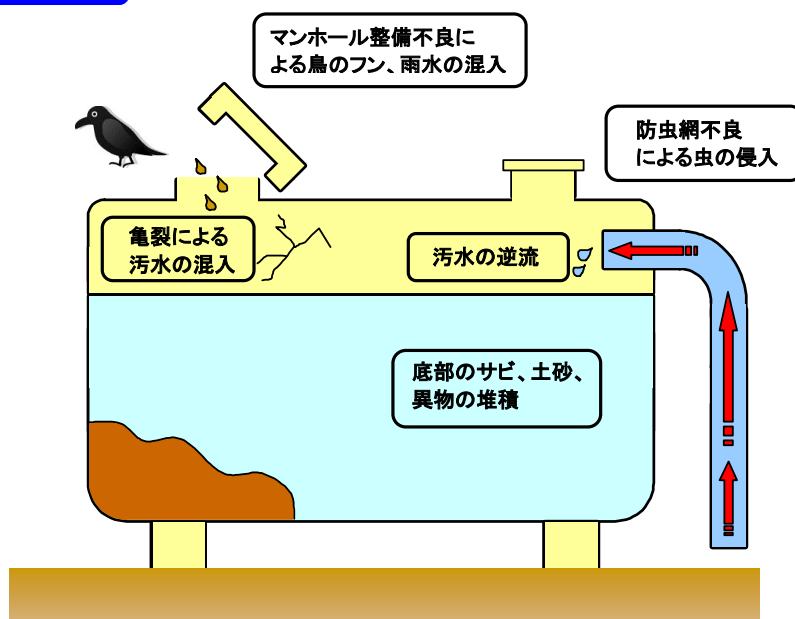


＜貯水槽水道の種類＞

貯水槽は、規模によって2種類に分類されます。

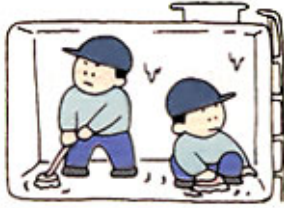
- ① 簡易専用水道（貯水槽の有効容量が 10m³を超えるもの）
※水道法によって、適正な管理が義務づけられています。（法第 34 条の 2）
- ② 小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が 10 m³以下のもの）
※条例で設置者の責務が定められ、宇治市貯水槽水道管理指導要綱により簡易専用水道に準じた管理を行うよう定められています。（条例第 41 条の 3、要綱第 4 条の 2）

適正に管理されていないと！



【貯水槽の管理】

《清掃》



貯水槽の清掃を毎年1回以上、定期に実施してください。

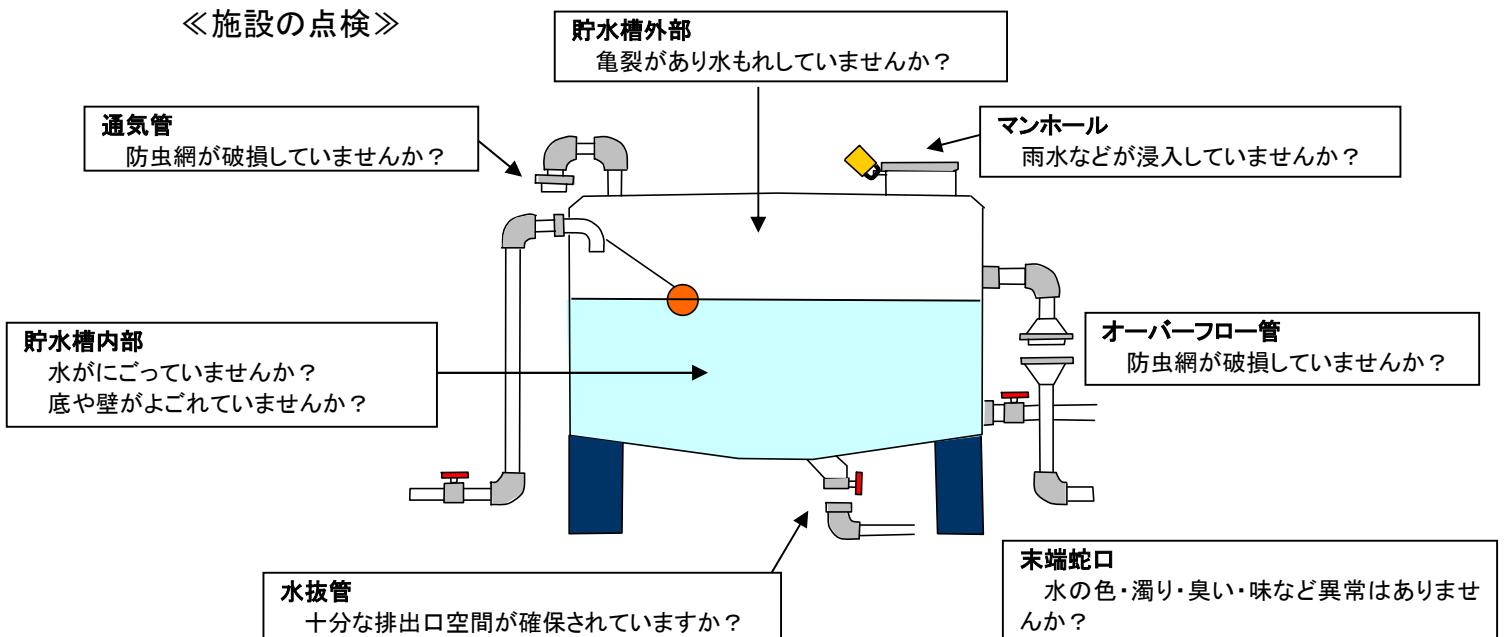
《水質の管理》



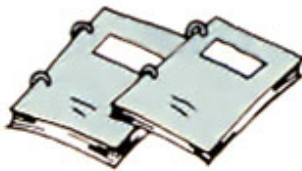
水の色・濁り・味・臭い等に関して異常がないか検査を行ってください。

異常を認めた時は、水質基準に関する省令に基づき水質検査を行ってください。

《施設の点検》



《帳簿書類の管理》



貯水槽水道の管理について帳簿を作成し保存しておきましょう。

《異常時の対応》



貯水槽内の水が人の健康を害するおそれがあるときや、たまたまに給水を停止し、その水を使用しないよう利用者に周知し宇治市上下水道部へ報告してください。

《定期検査》

国土交通省及び環境省の登録を受けた検査機関に依頼し、管理状況について毎年1回以上、定期に検査を受けてください。